

専門知識が必要とされる相談にも対応できる窓口制度の設立について

空家等対策計画にある、空家等に対する専門知識が豊富な各種団体との協定締結についての進捗は、下記のとおりです。

1. 空家等に関する相談の整理

市空家担当課に寄せられる相談内容を概ね以下のとおり分類しました。

| | 相談内容 | 現在の相談体制 |
|---|--------------------------------|--|
| ① | 売却・解体・利活用に関する相談 (境界確定なども含む) | ・空き家・空き地バンクの案内 ・解体・リフォーム助成の案内 ・協力不動産事業者の紹介 |
| ② | 登記に関する相談 (相続登記など) | ・法務局の案内(無料相談等) |
| ③ | 法律に関する相談 (相続など) | ・市の無料法律相談(人づくり課) |
| ④ | 維持・管理・建物等に関する相談 (除草・伐採等含む) | ・空き家再生プロ集団の案内 ・シルバー人材センターの案内 ・その他市内事業者の案内 |
| ⑤ | 税に関する相談 (固定資産税、相続税) | ・市税務課の案内 ・多治見税務署の案内 |

2. 問題解決に期待ができる団体の選定

分類した相談内容の解決に期待ができる団体を以下のとおり選定しました。

①売却・解体・利活用に関する相談

岐阜県宅建協会、全日本不動産協会岐阜支部、岐阜県土地家屋調査士会、各銀行

②登記に関する相談

岐阜県司法書士会、岐阜県行政書士会、岐阜県土地家屋調査士会、岐阜県不動産鑑定士協会

③法律に関する相談

岐阜県司法書士会

④維持・管理・建物等に関する相談

岐阜県建築士会

⑤税に関する相談

名古屋税理士会(多治見支部)

3. 令和4年度の取り組みについて

作成した協定案を基に上記団体と折衝を行い、協定の締結を目指します。

【協定締結による狙い】

- ・空き家問題への意識の共有
- ・各団体による相談窓口の開設や啓発活動への協力
- ・空き家問題に効果が期待できる各団体との取り組みの実施

4. 協定締結以外の相談体制の充実

令和3年度は、空き家に関する相談会を年4回実施しましたが、更なる相談体制の充実を図るため、令和4年度より年6回実施します。

【令和3年度 空き家相談会実績】

| | | | | |
|------|----|----|-----|----|
| 開催月 | 6月 | 9月 | 11月 | 2月 |
| 相談件数 | 3件 | 3件 | 2件 | 4件 |

<相談内容>

- ・不要な空き家の活用（売却）方法について…7件
（農地付き物件や接道のない物件などの相談もあり）
- ・住屋の処分方法について（自身や親の死後の処分のこと）…5件

○各団体が実施している相談窓口等のまとめ

| 団体名 | 問題解決に期待する分野 | 専用の無料相談窓口 |
|-------------------------|---|---|
| 公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の総合相談 ・売買、解体、利活用 | 【不動産相談】 TEL:0574-23-1800 開催場所：中濃支部 ※要事前予約 開催時間：10：30～12：00、 13：00～15：30 平日のみ |
| 公益社団法人 全日本不動産協会岐阜県本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の総合相談 ・売買、解体、利活用 | 【不動産相談】 TEL:058-272-5968 毎月第1木曜日 ※要事前予約 |
| 岐阜県土地家屋調査士会 | <ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記関連 (土地調査、測量、登記、 地目変更等) | 【境界問題に関する相談】 毎週水曜日 13：00～16：00 場所：岐阜土地家屋調査士会館内 TEL:058-245-0033 ※要事前予約 月～金 9：00～17：00 に受付 【その他】 不定期による相談会あり（場所は様々） |
| 岐阜県司法書士会 | <ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記（相続等） ・裁判所関連書類の作成 ・成年後見関連 | 【登記相談】 TEL:058-201-2517 毎週木曜日 16：30～19：00 毎月第4日曜日 13：30～16：00 【借金、訴訟、成年後見等の相談】 TEL:058-201-2518 ※それぞれ相談時間 15分まで 【その他】 無料法律相談会の開催あり |
| 岐阜県不動産鑑定士協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・不動産評価 | 【問合せ窓口】 TEL:0582-201-2411 毎月第3水曜日 14：30～16：00 |
| 岐阜県建築士会 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物に関すること | 【相談窓口】 TEL:058-215-9361 ※要事前予約 毎月第2水曜日 13：00～16：30 無料の面談相談と有料の現地相談有り |

| 団体名 | 問題解決に期待する分野 | 専用の無料相談窓口 |
|----------|---|--|
| 岐阜県行政書士会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言書作成 ・ 売買等の契約書作成 ・ 土地利用関連の各種申請 | <p>【問合せ窓口】</p> <p>TEL:058-263-6580</p> <p>平日 9 : 00～17 : 00</p> |
| 名古屋税理士会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 税に関する相談 (固定資産税、相続税) | <p>【問合せ窓口】</p> <p>TEL:052-752-7211</p> <p>毎週火曜日（第5火曜日を除く）</p> <p>13 : 30～16 : 30</p> <p>※現在は電話相談のみ</p> |